

○標準貨物自動車運送約款(平成二年運輸省告示第五百七十五号)

最終改正 令和六年 国土交通省告示第二百十号

目次

第一章 総則(第一条 第二条)
第二章 運送業務等(第三条 第五條)
第三章 積付け(第十八条 第二十条)
第四章 貨物の受取及び引渡し(第十九条 第二十六条)
第五章 指図(第二十七條 第二十八條)
第六章 事故(第二十九條 第三十一條)
第七章 運賃、料金等(第三十二條 第三十八條)
第八章 責任(第三十九條 第五十二條)
第九章 連絡運輸(第五十三條 第六十條)
第三章 積込み又は取卸し等(第六十一條 第六十四條)

第一章 総則

第一条 運送業務等

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

第二章 運送業務等

第一節 通則

(受付日時)
第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
(運送の順序)
第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。
(引渡期間)
第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

(運送の申込み)
第六条 当店の貨物の運送を申込みする者は、以下「申込者」という。
(運送の引受け)
第七条 当店は、前条第一項の運送申込み書に基づき、運送の引受けを承諾するときは、その旨を通知するものとします。

(高価品及び貴重品の運送)
第十条 当店は、高価品又は貴重品の運送の申込みがあったときは、その旨を通知するものとします。
(危険品)
第十三条 当店は、危険品の運送の申込みがあったときは、その旨を通知するものとします。
(引渡先)
第十四条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。

(運賃、料金等の取立)
第十五条 当店は、運賃、料金を前払し、又は後払いとするものとします。
(積込み又は取卸し)
第十六条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。
(引渡先)
第十七条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。

(危険品)
第十三条 当店は、危険品の運送の申込みがあったときは、その旨を通知するものとします。
(引渡先)
第十四条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積込み又は取卸し)
第十五条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。

(危険品)
第十三条 当店は、危険品の運送の申込みがあったときは、その旨を通知するものとします。
(引渡先)
第十四条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積込み又は取卸し)
第十五条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。

(危険品)
第十三条 当店は、危険品の運送の申込みがあったときは、その旨を通知するものとします。
(引渡先)
第十四条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積込み又は取卸し)
第十五条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。

(利用運送及び引渡先)
第十七条 当店は、運送の引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積付け)
第十八条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第十九条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。

(積付け)
第十八条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第十九条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積込み又は取卸し)
第二十条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。

(積込み又は取卸し)
第二十条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。
(積付け)
第二十一条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第二十二条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。

(積付け)
第二十一条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第二十三条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積込み又は取卸し)
第二十四条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。

(積込み又は取卸し)
第二十四条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。
(積付け)
第二十五条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第二十六条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。

(積付け)
第二十五条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第二十七条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積込み又は取卸し)
第二十八条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。

(積込み又は取卸し)
第二十八条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。
(積付け)
第二十九条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第三十条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。

(積付け)
第二十九条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第三十一条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積込み又は取卸し)
第三十二条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。

(中止手数料)
第三十三条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、運送の中止の手数料を請求するものとします。
(積付け)
第三十四条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第三十五条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。

(積付け)
第三十四条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第三十六条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積込み又は取卸し)
第三十七条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。

(積込み又は取卸し)
第三十七条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。
(積付け)
第三十八条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第三十九条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。

(積付け)
第三十八条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第四十条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積込み又は取卸し)
第四十一条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。

(積込み又は取卸し)
第四十一条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。
(積付け)
第四十二条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第四十三条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。

(積付け)
第四十二条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第四十四条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積込み又は取卸し)
第四十五条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。

(積込み又は取卸し)
第四十五条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。
(積付け)
第四十六条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第四十七条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。

(積付け)
第四十六条 当店は、積付けを行う場合は、積付けを行う場所を指定するものとします。
(受取及び引渡し)
第四十八条 当店は、引渡先が不明な場合は、運送の引渡先を指定するものとします。
(積込み又は取卸し)
第四十九条 当店は、積込み又は取卸しを行う場合は、積込又は取卸しを行う場所を指定するものとします。